

第五章 紙のまち市川

(一) 紙業の起源

市川紙業の起源は明確には分かっていない、今から千百年程前に編集された延喜式* 1の中の「主計式」(租税の施行規則)によると、甲斐を含め四十二か国が、「中男作物」として一人四十張の紙を貢納することになっていた。甲斐国のどの地でその紙が漉き出されたのか定かではない。

甲斐国内では古くから逸見筋、武川筋(ともに現北杜市辺)、東西河内領(現南部町、身延町辺)、市川、岩間(現市川三郷町)が抄紙の地として知られていた。逸見筋は逸見檀紙、西河内領福士は福士雁皮紙と称する紙を漉き出していたが、産出量、品質ともに市川の紙よりも劣っていたと言われる。なお今日盛んな身延町西島の和紙は、武田信玄時代の創始である。これらから平安時代に貢進された紙は市川の所産であったと推定されている。

昔時、市川大門の南にある平塩の岡に平塩寺*2と言う大寺があった、この寺の創建年

代は諸説あり定かではないが今でも「天台百坊」①と語り継がれているように、この寺を中心にも多くの支院、支坊があり、仏都として相当に栄えたという。平塩寺は夢窓国師(コラム六)が入山修行をされた寺である。ここでは、大量の紙が必要とされ、抱人が写経などに用いる紙を漉きだしていたが、益々繁栄したため寺中の抱人だけで賄えなくなり、里人にその技を教えた。農耕が本業の里人もこれに習い副業的に紙を漉くようになったという。

また、平塩は甲斐源氏の祖、源義清の館があったが、義清が甲斐国目代、市河の荘の下司として任命されここに館居していたとき、一緒に来た家臣の中に「甚左衛門」という者がいて、紙漉の技術に優れていたもので、里人は彼に習い技術を修得したという。甚左衛門は養和元年(一一八一)七月二十日に没したと伝えられ、その遺徳を迫慕し応和元年(九六一)に建立された神明社*3の側に石祠を建て紙神を崇敬した。毎年七月二十日の命日に盛大に花火を揚げその遺徳を偲んだ。それが現在の「神明の花火」の始まりである。

市川紙業史によると、平塩寺の旧記に「延応二年(一二四〇)の頃、平塩に九戸、弓削

*1延喜式

平安中期の式(律令の施行細則)、延喜五年(九〇五)に編集に着手し、延長五年に完成。律令の令制で、中男作物は当時の税制(租、庸、調)のうち、庸にあたる貢納品の一種。庸は人頭税で、正丁(二一、六十歳)は二丈六尺、次丁(六一、六五歳)は一丈三尺の麻布をおさめ、中男(一七、二十歳)には「中男作物」と呼ばれる雑物が、郡を単位として賦課された。甲斐国では「紙、熟麻、紅花、芥子、胡桃油、鹿(干し肉)、猪脂」の七種類があった。



図5① 天台百坊の碑

に七戸の紙漉く者ありしをみれば、その物事の始まりは尚その以前にありしならんこと推知せらるるなり、時恰も法相宗の盛りなりし頃にして、仏法崇拜の結果として仏書、經文を尊信し、その料に供する。紙を貴重せられたる事も一方ならざりしなり、依之、巨利大寺にては、寺中の者にその料紙を漉かせたる事ありき、現に今比叡山、高野山にてはこの業をなさしめつつありという。市川紙もその始めは、平塩寺の抱人共に、鳴沢川の流れを利用して、其の料紙を漉かしめしが、他の民戸もそれを副業的に漉くこととなりき、人口増加するに随い、用水の欠乏を告げ、遂には芦川の清流を使用せむとして、漸く川辺に民戸を移して本業とする。者多きに至りしならむか」とある。当初、平塩の岡に人戸があった頃、西に流れる鳴沢川の細流を利用して、人口が増えるに従い不便をきたし、眼下を流れる水の便がよい芦川の川辺に移転して行つたと言う。

寺以外にも紙を必要としたのは神社であり、弓削神社（創建七八二年前）、浅間神社（創建八六四年）がある。

（二）肌吉漉衆（御用紙漉）

市川大門の紙漉き衆（売紙漉き衆）の中に肌吉漉衆（御用紙漉）と呼ばれる幕府の御用紙を調達する特殊な集団があった。肌吉漉衆とは、「肌吉紙（はだよしがみ）」という表面が白く滑らかな最も上質な紙を漉き出す工人の名称であり、後に「御用紙漉き」と呼ばれるようになった。

武田治下の頃、新右衛門、新左衛門の二人の肌吉漉きが、諸役免除の特権を与えられていた。天正十年（一五八二）武田氏滅亡後、甲斐に入国した徳川氏によってもその特権を付与され肌吉漉きとして継続することになる。それを裏付ける「肌吉文書」と言われる数通の文書がある。この文書は、肌吉衆に代々引き継がれ、代官支配が代わる度にこの文書と肌吉漉き由緒書、手本紙を添えて、代官に差し出し吟味を受けている。

天正十一年（一五八三）に二人だった肌吉漉きは、寛永元年（一六二四）迄の約四十年の間に十四人に増加している。この十四人の肌吉漉きで権利が固定され、その後人数が減ることはあっても増えることはなかった。こ

*2 平塩寺

「白雲山平塩寺」、「平塩山白雲寺」とも言われ、その創建年代は天平年間説、貞観年間説、一二〇〇年代説とがある。夢窓疎石（一二七五―一三五一）は伊勢国に生まれ、四歳の時一家で市川の荘に移住し、その年に母を失い、九歳の時出家し十八歳まで平塩寺で修行したと言われる。平塩に夢窓国師母堂の墓がある。

*3 神明社②

もと紙明社といい平塩の岡にあった。紙神「天日鷲命」がまつられている。天明年中（一七八一年）神明社と改称した



図5② 現在の八乙女神明社

の権利は世襲されて、人数が減った分も一般の売り紙漉きから補充することはなく、譲渡する場合も親戚関係に限られていたと言われる。

彼等は紙漉きの技術に秀でていたから肌吉漉きになり得たのかと言うと、そうではない。十四人の中でも巧拙あり、技術的には一般売紙漉きもなんら違った所はなく、異なる所は肌吉漉き十四人のほとんどが村の有力者だったというところである。

肌吉漉きに付与された特権は、諸役免除、紙干し板の無料貸与、幕府からの拝借金・前借り金等がある。

◆紙干し板の無料貸与

紙干し板は、節のない桧の良材を必要とした。それは市川大門近郷の山にはないため、現在の早川町の「御林」から伐り出している。干し板は古くなった順に取り替えている。

寸法は、正保二年（一六四五）の長さ八尺・幅一尺四寸・厚き五分、天保六年（一八三五）の長さ九尺五寸・幅一尺四寸・厚き二寸など時代により差がある。貸与された枚数は、正保二年（一六四五）で一軒当たり四枚、延享三年（一七四六）四枚、慶安五年（一六五二

）五枚、一軒当たりの総数がわかるのは天保六年（一八三五）の八十枚である。天保六年の時は無料貸与ではなく、火災復興資金の拝借金の中から購入したものと思われ、このときの金額は文書により差があるが、一枚当たり永二四〇文から永三六三文四分とある。

〔永〕は、一六〇八年に幕府が永楽銭の通用を禁じた時に主に関東の畑作貢租や物価表示に用いた銭貨の名目的呼称。永一千文（一貫文）は一両である。〕

この干し板の無料貸与は、肌吉衆の最初の頃からあり、願ひ上げさえすればいつでも下賜されたといわれている。御用紙漉き衆は一般売紙も漉き出していたが、この下賜された干し板は御用紙以外には使用することは禁じられていた。

◆拝借金

市川大門はたびたび村の大半を焼失する程の火災に見舞われている。その主なものは、宝暦九年（一七五九）、安永三年（一七七四）、寛政八年（一七九六）、天保六年（一八三五）などがある。この他にも小規模の火災が頻繁に起きていて、その度に御用紙漉

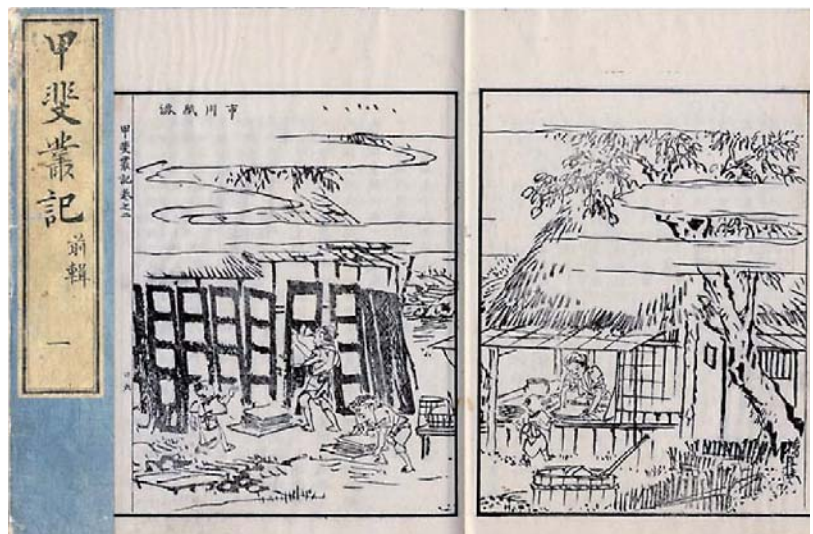


図 5-1 江戸時代の紙漉
(甲斐叢記、江戸後期の書、
山あいの村で紙を漉き天
日干しの図)

きは、一般売紙漉きや一般の村民に比べると、はるかに多額の拝借金を復興資金として幕府より貸し渡されている*4。このように御用紙漉きには幕府の手厚い保護がされていた。

◆前借り金

御用紙漉きは年々本丸・西丸からの御挑え紙を「定式」として発注を請けて、十月から翌年の四月までに数回に分けて皆納している。その後、「臨時」として追いついた紙を漉き出している。毎年御挑え高の約六割方を、十月頃楮等の原料仕入れの名目で「前借り」を渡され、その後も数回にわたり貸し渡され、御挑え高のほぼ全額を前借り金で漉き出している。臨時の分も同じように前借り金で賄っていた。

◆御用紙御挑え高

天保九年（一八三八）の御用紙御挑え高は、定式、臨時合わせて約千二百五十両、総紙数は一万七四七束、一束二百枚として二、一四九、四百枚と記録されている。この金額は、史料で見る範囲では最高額であった。このときの御用紙漉きは六人であった。通常御用紙挑え高はその年の御用紙漉き衆に対しほぼ平均に割り振っている。しかしこの年は休職中の者が一人復職していて、その一人には他の

者より少なく割り振っている。この時一軒当たり漉き船三隻、干し板八十枚を所持していると天保六年の書き上げにある。

干し板は一般売紙に使用するのが禁じられていたため八十枚すべてを御用紙に用いたと思われる、相当な経営規模であったが、資金は幕府からの貸し渡しによる前借り金で、子細に吟味されたためか利益は少なかったようで、たびたび幕府に対して紙代の値上げを願っている。

◆原料購入の優先権

紙の良否は原料でほぼ決まると言われ、当時は楮が主であった。山方の畑に植栽された楮が最上質とされ、品質毎に上中下等と格付けされていた。この楮が不足を来すと「御用」に差し支えるため、一般売り紙漉き衆に優先して楮を購入することが許されていたという。

このように数々の特権を有し御用紙を調達してきた御用紙漉き衆は、徳川幕府が崩壊するとともに、その制度は廃止され、販路を失ったので明治維新後にその業をなしたものは一人もいない。

*4 火災時の拝借金

御用紙漉き全員が類焼したときは一軒あたり二五両、三々四人のときは十二両二分、一人のときは十両の貸し渡しである。

一方、売り紙漉きはいつでも約一両一分〜三分であり、一般村民は寛政八年（一七九六）、四百軒余りが焼失し一二八二人が被災した火災では、二五日分の米代併せて約四六両二分、一人当たりでは僅かに約永三六文を貸し渡されただけである。

◆一般の「売紙漉き」と軒数

御用紙漉きと対比されるのが「売紙漉き」であつた。当時の市場では市川大門から産出する紙は「市川紙」といわれ、品質的には「御用紙」も「売り紙」も優劣は無く、良質紙として有名であつた。両紙漉きは先の御用紙漉きの特権等を巡りたびたび揉めている。しかし売り紙漉きもまた、御用紙を漉き出している村という名を利用して、「市川紙」の声価を高めて行つたのであろう。

紙漉き家は、原料の値段の高低、市場での紙値段の高低、小判と甲金の両替相場等、様々な理由で増減を繰り返している。宝永二年と享和三年を比べる*5と、江戸紙商人も、小判安甲金高による両替損、江戸自体の紙漉き出し、他県からの大量の紙の江戸への流入等により減つて行き、小紙商人は、甲府など近場の紙の需要の増加等の理由で増えている。

◆舟役米、朱印役紙（運上紙）

市川では明暦（一六五五）の頃まで、売紙漉きに対して漉き舟一隻に付一年に米三升六合、これは年々上がり、二年目に七升二合、十年目に一俵、二十年目に二俵の米を「舟役」（年貢以外の税）として納め、漉き出した紙の

種類別（当時七種類）に朱印役紙として、一束に付何枚と決められた紙を納めて来た。

しかしこの方法に不都合を来したため、明暦二年（一六五六）から、舟役米は廃止し、朱印役紙を増して納めている。この時から、舟役米、朱印役紙が前々から免除されていた肌吉紙漉きも、それが無くなり、舟一隻につき小判二朱を納めるようになった。その後寛政五年（一七九三）にこの朱印役紙も金納化され、運上金として、金百四七兩二分永二百五文六分を納めることになったが、原料生産地に近い駿河に、新規の紙漉きが増えたことによる原料の値上げ、紙値段の下落があり、そのため紙漉き高が減つたため、これまで通りの運上金上納は困難になつたとして、度々減額を願い出て、文化一四年（一八一七）に約七五兩となる。

◆紙漉き高

寛政四年（一七九二）の一月から六月までの紙漉き高は、約一二三、一七四束、一束を二百枚として、二四、六三四、八百枚、この年の舟数は記していないが、前年の寛政三年（一七九一）の文書に「紙漉き三百人余」とあるのを見ると、それ以上の漉き舟があつたと

*5紙業の軒数

宝永二年（一七〇五）の村明細帳によると、家数五六五軒（本百姓二九六、店借五二、店借水吞二二七）、紙業に関わる商人として、江戸紙商人一四軒、小紙商人三〇軒、楮問屋三軒、あく灰商人四軒、売り紙漉きが大屋本百姓の一六三軒、店借水吞五五軒とある。

また享和三年（一八〇三）の村明細帳によると、家数九二三軒（本百姓四二五軒、水吞百姓四七一軒、寺二二、山伏五軒）、人数三六八〇人（男一七八四人、女一八七七人、僧二六人、山伏五人）、紙業に関わる者として、紙漉家数一二二軒、江戸紙商人五軒、小紙商人四〇軒、穀商人三〇軒、とある。

思われるが、凡そ三百隻として、一隻八二枚強、一ヶ月一三、六八六枚、一日約四五六枚である。

この年迄の十年間の平均紙数に紙の種類毎に一定の税率を掛けて、先の運上金を割り出して、税率は、糊入れ紙三・五%、旦紙七・五%、半紙八%、下屑紙九%等である。これをその年の船数に割り付け、紙漉き仲間が取り立て村役人へ納めている。

寛政八年の「運上金跡請書」からみると、運上金から逆算して紙数、約一三一、〇七〇束、半紙百枚切りを二百枚一束にすると約七七、〇七〇束、運上金をそのままではめると、総金高約二、四五一両である。運上金は年季請けしていることから、この漉き高は寛政五年から寛政七年までの三年間の平均漉き高であろう。

紙の値段は御用紙と売り紙の差については、年代が前後する文化一二年（一八一五）の御用紙と、文化一三年（一八一六）の売り紙の値があり、比較できる*6。

◆売り紙漉きの販路

「市川大門町所蔵和紙関係古文書」中の「運上紙減少につき取り立て役人よりの回答」の中には千支の未十月と記してある。これの

年代は明記されていないが、小判に対する甲金相場と支配代官名*7から、天明七年（一七八七）と思われる。この書き付けによると、市川大門村より漉き出した紙は主に江戸表へ、東川内領（富士川町より南の富士川以东）より漉き出した紙は郡内の谷村辺りと甲府へ、西川内領（富士川町より南の富士川以西）より漉き出した紙は、江戸、相模に売り捌いていたとある。

◆紙漉き日限

紙を漉く時期は毎年一定の期間に定められていて、年により差はあるものの大概十月初旬から翌年の四月中旬頃までであった。これは御用紙漉き、売り紙漉きが互いに協定して定めたもので、この期間中以外は白い上質紙は漉き出すことは出来なかったが、雑紙はいつでも漉き出せたという。紙漉き日限の目的は、市場での紙価の調整と、原料を優先的に御用紙漉きに回す事であって、売り紙漉きはこの期間中でも紙価が下がると夜業を止めたり、休船している。

御用紙漉きはこの期間中以外でも臨時御挑えがあればいつでも漉き出せたという。なお、寒中の紙漉きは、原料の混ざり具合が悪く上質

*6紙の価格

御用紙（定式）中糊入紙一束銀九匁五分四厘、下糊入紙一束銀五匁七分八厘五毛（運上）上糊入紙銀五匁一分七厘九毛、中糊入紙銀四匁五分三厘二毛、下糊入紙銀四匁一分一厘九毛、下々糊入紙銀三匁二分九厘四毛、中糊入紙半切一匁一分三厘二毛、下糊入紙半切銀一匁三厘とある。

（売り紙）上糊入紙一束銀四匁五厘、中糊入紙一束銀三匁五分、下糊入紙一束銀二匁三分とあり、半切紙は一〇〇枚、そのほかは二〇〇枚一束である。

*7天明七年の書き付け

甲斐では、甲金流通のため、両替相場ができていた。天明七年の甲金相場は、小判十両に対し甲金六両三分甲銀八匁、七両二朱と「小判安・甲金高」の相場になっていた。代官名は、柴村藤三郎とあり、明和七年から天明八年まで駿府紺屋町の代官を勤めている。

の紙は漉きにくいため、秋（旧暦の十一月）十二月）に漉けるように願い出たこともあった。

◆楮（こうぞ）と三桧（みつまた）

製紙の原料としては楮、三桧等が知られているが、三桧が原料として用いられるようになったのは、慶長年代（一五九六）とも、天明年代（一七八一）ともいわれる。前出の天明七年の文書の中に「本楮出来方宜年は上紙多く、三桧出来方宜年は下紙多く漉出」とある。当時は三桧を原料に用いるための加工技術が未熟だったため劣悪視され、下紙に用いられていた。

市川における紙漉きの始まりの頃は山野に自生する楮を用いたといわれ、その後村内を始め近隣の村で植栽されるようになったが、紙の需要が増すにつれそれだけでは賄い切れなくなり、河内領の村々で植栽された楮を大量に仕入れ用いて行くことになる。

この楮を巡っては、甲斐国以外への移出を禁止し買い叩こうとする思惑、飢饉等による楮畑への自給作物の作付けによる楮の減少等により様々な紛争を起こしている。殊に楮の払底は原料高を招き、紙漉きにとっては死活問題となり、休船を余儀なくされる事もしば

しばあった。

◆紙漉きと水

水は、楮や三桧の原料と共に紙漉きに欠かす事の出来ないものである。市川の場合、現在地に移転後は芦川の水を利用していた。芦川の流れそのものを利用したり、現在の町中の水路を利用して原料を晒していた。この水量は原料を晒すには充分事足りる量である。

西島村（身延町）、箱原村（富士川町）では原料を晒すのに十分な水が無いため、上中の糊入れ紙等の上質紙は漉けず、下、下々糊入れ紙を漉く事を余儀なくされたという。当然、眼前を流れる水量豊富な富士川に着目するのだが、富士川までの往復の手間を考えたら稼ぎには合わないとして、西島では嘉永五年（一八五二）に農業用水を兼ねて、富士川の水を村内に引き入れる事を願い出ている。

（三）明治以降の紙業の展開

江戸期の市川の紙業は安定したものではなく、常に市場での紙価の動向、不安定な原料の供給に悩まされながらも、幕末まで続き、明治維新を迎える。

明治維新直前の紙漉き戸数三百五十戸、そ



図5④ 市川大門町和紙工業協同組合（築昭和22年）（同右）



図5③ 大正の紙漉工房（目で見ると市川の百年）

れに従事する者千五百人といわれる。しかし維新後次第に減少し、明治八年頃二百六十〜七十戸となっている。この頃より洋紙の製造が始まり、和紙は徐々にその需要を減じて行く。市川の手漉き和紙業者は、それに対処するように「製紙社規則」をつくり、この時産出していた二一種類の紙種ごとに、寸法や一束の枚数等を統一し細則を定め、製品の粗製乱造防止に努めている。

明治十五年、製紙業者は「市川製紙改良社」を設立し、紙質の改良、規格、価格の統一、原料の共同購入に努め、東京より講師を招き、近代的な化学薬品を取り入れた技術を学び、その後土佐からも新しい技術を取り入れ、江戸風に土佐風を加味した「山梨改良紙」を漉き出した。

大正に入り当時需要が高まっていた障子紙に注目し、市川の特産品としてそれを主力に抄き出していく。全国的にはこの頃より機械抄きによる大量生産の時代を迎えることになる。

昭和十八年、商工組合法により「山梨県手漉紙統制組合」が創設されたが、この時期、市川の組合員は百九人、漉き船二一二隻であ

った。漉き船は多い業者で六〜七隻、ほとんどが一〜二隻であり、江戸期の規模と変わらず、家内労働的な域を脱していない。その後機械化が進み、手漉き和紙業者は一軒となり、現在に至っている。

この和紙の伝統は、市川小学校の手すき和紙の卒業証書作り（市川和紙技術研究会）の指導で昭和五七年度卒業生から）などに息づいている。町内の手漉き和紙工房「豊川製紙」⑤では、自分で簡単なハガキや色紙などを作る手漉き体験ができる。

なお、本記述の参考文献のほとんどは町立図書館にある。閲覧していただければ市川の製紙業に対するまた違った見方ができよう。



図5⑤ 手漉きをいまに伝える豊川製紙

コラム八 市川大門の花火

市川大門の花火の製造・販売といえば、紙業と並んで全国的に有名な産業である。大まかにその沿革を紹介する。

◆江戸時代までの花火

甲州市川大門の花火は、古来「神明の花火」といわれ、常州水戸、三州吉田の花火と並んで、日本三花火の一つと言われた。

市川の花火の源流は武田信玄時代の戦の狼煙（のろし）にあるといわれる。武田家滅亡後、狼煙衆の一部は地元の水戸に残り、他は水戸〈茨城〉、岡崎〈愛知〉に移った。つまり武田



図5⑥ 花火モニュメント
(町庁倉前庭)

信玄時代の狼煙衆が広めたとすると、市川が和花火発祥の地ということになる。

江戸時代の花火は、木炭、硫黄、硝石等を原料とした、赤味を帯びた黄色い炎を楽しむ単純なものだったという。市川で花火が高く打ち上げられるようになったのは天明六年（一七八六）頃で、直径二寸程の竹に、縄を巻き付けた筒で、玉火、車火、竜星等と名付けた花火を打ち上げ、そのほかにも綱火などがあつたという*1。

打ち上げ筒は各丁目ごとに所有していて、それぞれに流派があつた。江戸時代、寛政年間（一七八九〜一八〇一）は、市川の花火が最も華やかだったと伝えられ、近在近郷から、老若男女が見物に押しかけ、たいそうな賑わいだったという。

そのころの打ち上げ方は、五丁目を境に、上（かみ）、下（しも）、に分け、一年交替で行われ、現在の山梨中央銀行付近の本通りで、山車（だし）の上に筒を立て打ち上げたという。山車は寛政年間に火災で焼けた神明社の再建を記念して作られたという。その山車は朱塗りのものなど、各丁目ごとに趣向を凝らした立派なものであつた。花火衆の衣装もそれに合わせた美しいもので、全体が豪華絢爛たる



図5⑦ 神明の花火（2010）花火大会ニュースHPから

*1 伝統花火

- ・車火 点火すると車輪のように回る仕掛けになっている花火。
- ・流星 筒に黒色火薬を詰め、竹竿を結んだ花火である。上空で傘が開き、様々な仕掛けが作動する。
- ・綱火 小さな竹筒に火薬を詰め、張り渡した長い綱に着装し、綱に沿って走らせる。戦国時代には通信用に使われたという。

ものだったという。

その後、竜星、綱火は、けが人等が出たため、禁止されていく。

◆花火筒での大砲づくり

文久三年（一八六三）、当時の名主藤右衛門が記した、「勤役中日記」に、花火筒の変わった利用法が記してある。それによると、当時は幕末の騒然たる世相で、市川陣屋もそれに対する警戒を強めており、花火の筒を大砲に使おうとした

文久三年九月四日、「此の節上方筋江戸表浪人共徘徊致趣、其の筋より御達有之候に付、当国えも入込候哉難計候」として、上方や江戸で浪人が動いているので当地にも入る可能性があるため警戒を強めるように役所から指示され、九月八日、鉄砲の準備、合図となる宝寿院の鐘の撞き方、討ち入られた場所を示す幟旗を作る等、準備に追われ、九月十日、筒を乗せる台車を作る大工を捜す。

台車は作ったことはないが、水車なら作れるという大工が二人いるとして、九月十一日、その二人に、甲府勤番にある台車を見本とするため、しっかり見て来るように手配をする。花火の筒の取り調べがあり計二二本を書き上

げている。

九月十二日、花火の筒二二本のうち、丈夫な物五本を陣中に置き、残りはすべて村の備えにする様に指示し、花火の玉箱三つを陣中へ差し出している。九月十三日、甲府へ行っていた大工二人が帰り「車拝見不行届」と報告しており、しっかり車を見ることができなかったようである。九月十四日、この日から台車の製作に取り掛かる。

九月二十一日、台車に花火の筒三丁載せ持参する様に言われたので、見せたところ「台車見入候得共用立不申」ながらも、其のまま差し置き、筒も三本差し出している。

九月二十八日、大砲の稽古場を拵えるように大工に指示。十月二日、稽古場を拵える場所は「高田村へ貸渡候」とあり、市川と高田の境だったのだろう。いよいよこの日が稽古当日で、代官はじめ、村役人十四人、その他八人が村から出席し「見物人は何万と夥しき数にて、紙上に書きがたし」とある。大砲の発射が成功したのか失敗したのかは記していない。

◆元治元年の神明宮花火

翌年の元治元年（一八六四）の七月二十日



図5⑧ 神明の花火（2010）レンジャー日記HP

の「神明宮花火祭礼」は、七月八日に届けを出し、九日に時節柄質素に行い取り締まりも厳しくすることを条件に、定例通り行うことを許可された。七月十四日にはその年の六組に三兩ずつ渡され、七月十七日に試し打ちを行っている。このとき三丁目の筒は破損していたため五丁目の筒を借り受けたとあることから、この年は上（かみ）の打ち上げだったであろう。またこの日火消し十五人が「上北の通」へ出ていることから、場所は町中ではなく「神明宮」の辺りだと思われる。

質素にといわれながらも、火消しはこの日と、十八日に合わせて四十枚の火消し半纏と

三尺（帯）を新調、代金は布代、染め代共約二二両で、このほか仕立て代もかかったはずで、これは祭りに間に合うようにと、村方へ前々から願い出ていたものである。

七月十九日「祭礼前夜につき多人数群集致し候」とあり、祭りの前から賑わいを見せている。

二十日、祭り当日は、昼頃から夕方五時頃まで角力があり、その後夜十時頃まで花火を打ち上げている。いつの時代も花火を打ち上げる祭りで気掛かりなのは空模様で、この日は「昼前小々づつ降り昼後快晴夕方降りそれより天気」と記している。花火の原料代、筒代、花火衆の支度金、角力の賭いや諸入用、火消



図5⑨ 花火玉干し
（「目で見える市川の百年」）

し衆の半纏は勿論、酒肴代、その他祭りに関する大部分の費用は、村方から出ている。

なお、文化十二年（一八一五）の死亡事故、翌文化十三年の花火からの火事により、まち中での花火が禁止された。

◆明治以降の花火

現在の花火に近いような花火が作られるようになったのは明治十二年頃で、それ以前の花火を「和火」、これ以降の花火を「洋火」という。このころから輸入されるようになった化学薬品が、様々な色の発色を可能にし、日本の花火に大変革をもたらしたと言われる。

明治になっても市川の花火は全国各所で賞賛を受けた。一時低調の時期もあったが、打上げ、仕掛け、玩具などの研究を重ねた。

玩具花火は、盛時には、特産の「縋り花火、線香花火類」の内職に町内三百十世帯以上が携わったという。全国に販路を広げたが、昭和二年「火薬取締規制」が制定され、製造販売が許可制となり、企業が統合された。今日では外国産におされて、玩具花火製造は数社しかのこっていない。

◆市川花火製造の発展

明治と戦前の煙火業の沿革については、昭和六十二年発行の市川中学校PTA「ふるさと・いしかわに以下のように記されている。

「明治時代、中央通りの二丁目にあった近藤治郎兵衛という人が、八幡神社の側に工場をつくった。この人は天明六年（一七八六）に巻筒で花火を揚げた前代の治郎兵衛の孫にあたり、「からくり物」が得意で、かつて三河の花火競技会で、頭は赤、胴は白、尾は煙で鶴を表現、大喝采を博し、市川花火の名を高めた。男子がなかったため、その家伝は高弟の今村永太郎に授けられた。永太郎は、屋号を静栄軒といい、近藤の遺法を使って作品の中に「蝶」を現すなどの特技があった。没後は、豊が家業を継いだ。

他に町内には、村松隣、鈴木岩兵衛、渡井国平、荒井米吉などがあり、家伝の製造法を元に研究を進めた。中でも村松隣は、市川花火の発展を図って甲府市愛宕町に移転し事業を続けた。村松隣の製法を受け継いだのが齊木慶吉で、この人は伝授された製法に一層改良を加えた。明治三十四年齊木煙火店を創業、大正十年に死去し一時中断したが、二代目齊木儒が昭和七年に家業を再興した。東京はもとより全国に玩具花火の販途を拡大し、一方

で打ち上げの需要に応じた。昭和二十三年夏の東京の浜町公園での花火競技会では、玉屋・京屋・細谷火工など錚々たる業者の中で好評を博し、市川の花火が全国に知れ渡った。のち県下の甲府市制祭や河口湖湖上祭等に出品している。

齊木儔の実弟、郷作と慶太郎の二人は、昭和七、八年頃、甲府の村松胤治に花火製造を学び齊木の名声の一端を担っていた。」

齊木儔が再興した齊木煙火本店はその後、株式会社となって本社は市川大門に、工場は黒沢にある。齊木郷作は、昭和二十九年齊木郷作煙火店を創業、昭和五十五年株式会社マルゴーに法人化し、今日に至っている。本社は市川大門で工場は山保に移転している。ともに打ち上げ花火の他、玩具花火や特殊効果花火も扱っている。

今日、市川の花火を代表するこの二社は、全国の花火大会、競技会の優勝を争う常連になっている。コンピューターを駆使し音楽と連動した最先端の花火ショーを演出しており、全国各地で大好評を博している。

この他に、村松隣の弟子に桐原佐太郎があり、大正五年にその子保房が「桐原煙火店」を再興し、その後美都喜が継いだ。美都喜は

昭和五十年代初期に玩具花火の一種である「ススキ」という手持ち花火の大量生産を考案し製造を行なったが、安価な外国製品が出回ったため、「筒物」といわれる玩具の打ち上げ花火を主として製造していた。また、日進軒・高井煙火店もあつたが、三社ともに現在は花火の製造は行っていない。

◆「手牡丹」の復活

市川大門では線香花火のことを古くから「手牡丹」と呼んで親しんできた。玩具花火の衰退とともに、その製造もしばらく途絶えていたが、近年再び製造販売がなされるようになった。

「手牡丹」は着火から火玉が落下するまでのわずかな間に、「蕾（つぼみ）・牡丹・松葉・柳・散菊」と変化していく。そこに四季の移ろいがあり人生を重ねて感じるのだという。なんとも小粋な花火である。

◆神明の花火と摩利支天の花火

往時、市川和紙の祖甚左衛門の命日七月二十日の神明社祭礼日には花火が盛況に行われていた。正徳元年（一七一）の「一宮浅間宮帳」の七月二十日の記述でも、「八幡に的あり花火あり毎年」と記されている。

これが、平成元年に復活したのが、「神明の花火」⑦⑧である。八月七日（ハナビの日）に、県内外から多数の観客を、広々とした富士川河川敷に集めて行われる。

また、八月最終土曜日には、「摩利支天の花火」⑩が開催される。山あいには花火が上がり、行く夏を惜しむように風情がある花火大会になっている。



図5 ⑩ 摩利支天の花火（2010）